

東アジア・オーストラリア地域フライウェイにおける  
渡り性水鳥の保全及びその生息地の持続可能な利用のためのパートナーシップ

## 第2回パートナー会議の報告

中国 北京 2007年11月13～14日

### 参加者

#### パートナー

オーストラリア — Andrew McNee, Vicki Cronan, Cristina Davey  
カンボジア — Sy Ramony  
インドネシア — Agus Sriyadi Budi Sutito  
日本 — 星野一昭, 尼子直輝  
韓国 — Hong-Joo KIM, JIN Myoung-Ho, LEE Woo-Shin, Wee-Haeng HUR  
ミャンマー — Sein Tun  
ロシア — Evgeny Syroyechkovsky  
米国 — Kent Wohl  
ボン条約事務局 — Doug Hykle  
豪州シギ・チドリ類研究会 — Ken Gosbell, Phil Straw  
バードライフ・インターナショナル — 市田則孝, Simba Chan  
国際ツル財団 — Jim Harris, Crawford Prentice, Elena Ilyashenko  
国際湿地保全連合 — Doug Watkins, Ward Hagemeyer, CHEN Kelin, David LI,  
XU Qiang  
(財)日本野鳥の会 — 金井裕, 岸本伸彦  
WWF (世界自然保護基金) — Lew Young, Bianca Priest, 天野一葉, Katherine Leung,  
Hoang Viet, Bena Smith

#### オブザーバー

中国 — ZHANG Dehui  
インド — Rashid Hasan  
イラン — Sadegh Sadeghi Zadegan  
ラオス — Chaynoy Sisomphane  
モンゴル — Natsagdorjiin Tseveenmyadag  
タイ — Nirawan Pipitsombat  
ベトナム — Pham Dinh Viet Hong  
FAO (国連食糧農業機関) — Taej Mundkur  
日本雁を保護する会 — 呉地正行  
日本湿地ネットワーク — 柏木実

#### 議題 1.1: 議長挨拶

1. パートナーシップ議長 Andrew McNee 氏が、開会を宣言し参加者を歓迎するとともに、第2回パートナー会議主催国である中国政府に感謝の意を表した。
2. 議長は、新たにパートナーシップに参加した(財)日本野鳥の会、ならびにカンボジア政府に対し、温かい歓迎の意を表した。

3. 第2回パートナー会議主催国を代表し、中国国家林業局野生動植物保護司の Zhang Dehui 次長が参加者を歓迎した。

#### **議題 1.2: 記録担当者の指名**

4. 暫定事務局が、記録担当者に指名された。WWF の代表 (Bianca Priest 氏)、ならびに豪州シギ・チドリ類研究会の代表 (Phil Straw 氏) が、当会議の記録を補佐することに同意した。

#### **議題 1.3: 第2回パートナー会議議事日程案の承認**

5. 当会議は、議事日程案に修正なく合意した。(添付文書1を参照) その後の協議で2日目の議事日程に修正が加えられた。(添付文書2を参照)

#### **議題 1.4: オブザーバーの出席承認**

6. 議長は、中国、インド、イラン、ラオス、モンゴル、タイ、ベトナムの各政府、ならびに FAO、日本雁を守る会、JAWAN に対し、出席を歓迎するとともに、将来パートナーシップを承認するよう奨励した。

#### **議題 1.5: 第1回パートナー会議議事録の承認**

7. ボン条約事務局は、全てのパートナーが承認の旨の書面を提出したかどうかを尋ねた。同代表は、将来必要になったときにパートナーに具体的な証明を与えるものとして、承認の旨の書面を求めるようパートナーシップに勧めた。

8. 議長は、パートナーシップ文書には承認の旨の書面を要求する具体的な記載がないことに留意し、この点について当会議で後ほど協議することとした。(議題 7.24、94 節を参照)

9. 当会議は、第1回パートナー会議の議事録を採択した。

#### **議題 1.6: 第1回パートナー会議から生じた行動の検討**

10. 議長は、第1回パートナー会議から生じた主要事項を振り返り、各事項の進捗状況を報告するとともに、当会議で後ほど検討を行う事項を示した。

#### **議題 2.7: 暫定事務局からの報告**

11. 暫定事務局は、過去1年間における事務局の主な活動を簡潔に報告した。

#### **議題 2.8: ワーキンググループからの近況報告**

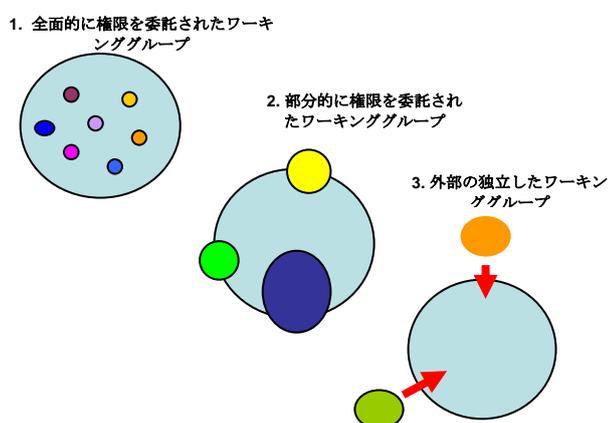
12. ツル類、シギ・チドリ類、ガンカモ類、および鳥インフルエンザの各ワーキンググループの代表が、活動事項の修正案を含む第1回パートナー会議後の進展について報告した。シギ・チドリ類ワーキンググループは、豪州シギ・チドリ類研究会の Ken Gosbell 氏が新代表に指名されたことを伝えた。

13. 米国の代表は、海鳥ワーキンググループについて、活動事項を含む設立案を発表した。米国代表の Kent Wohl 氏が、海鳥ワーキンググループの代表に就任する予定である。Wohl 氏はまた、パートナーシップ文書の付属書 III に現在掲載されていないいくつかの海鳥の科を活動事項に加えたことを報告した。この件について、当会議で後ほど協議することとなった。（議題 9.27、102 節を参照）

14. WWF の Bianca Priest 氏は、コミュニケーション・タスクグループが作成し、パートナーに事前回覧していたコミュニケーション戦略案の概要を説明した。

15. 議長は、種群別ワーキンググループの活動事項修正案が一律でないことに留意し、それらの提案から浮上してきた次の 3 つのモデルを示した。

- パートナーシップの後援のもと、全面的に権限を委託されたワーキンググループ
- パートナーシップから部分的に権限を委託されたワーキンググループ
- パートナーシップへの貢献を希望する外部の独立したワーキンググループ



16. 議長は、種群別グループがそれぞれ異なる役割と活動規模、およびメンバーの募集プロセスを強調しており、また、パートナーシップの目的を反映させる度合いや利用できる資源のレベルも異なっている点に留意した。議長は、各グループがどう発達していくかについて不確実な点があるため、早期に基本原則を確立してグループ間の一貫性を確保することが重要であると述べた。

17. 活動事項についての協議では、東アジア・オーストラリア地域フライウェイと中央アジアフライウェイの両方における活動を提案する渡り性水鳥及び鳥インフルエンザに関するアジア太平洋地域ワーキンググループの活動範囲について特に懸念が表明された。中央アジアフライウェイには、このような作業を進めるための現在稼働中のメカニズムがなく、鳥インフルエンザがフライウェイ沿いに西側へ移動しているとみられることから、フライウェイをまたぐ広域的アプローチがより効果的である可能性が指摘された。

18. 議長は、鳥インフルエンザワーキンググループの活動領域についてのさらなる協議は、次回と同ワーキンググループ会合で行うこととし、その結果を会期外にパートナーに報告するよう求めた。

19. 議長は、東アジア・オーストラリア地域フライウェイの一貫性、そしてその焦点を維持することに留意し、協議内容を要約した。議長はまた、パートナーシップは初期段階にあるため、ある一つのモデルに集中するよりは、各グループがパートナーシップの目的に貢献できるような柔軟性を確保する必要があると述べた。

20. 議長は、ボン条約事務局、ならびに他のパートナーに対し、活動事項の標準様式に用いる主な項目を特定して当会議に報告するよう求めた。議長は、これを進めるためには次の行動を実施すべきであるとした。

- 当会議で提案されたグループを承認する。
- 活動事項 — 各グループは、活動事項修正案とパートナーシップの目的を熟考し、作成される標準様式を採用する。グループ会合の召集者は、事務局を通じて議長と連絡を取り、第3回パートナー会議においてグループの統一見解を発表する。
- メンバーの決定 — 各グループの代表は、グループへの参加を呼びかける案内状をパートナーに送付する。代表の調整により、その他からの参加を求めてもよい。

21. 当会議は、上記のアプローチを承認し、議長は、グループをパートナーシップに歓迎した。

#### **活動事項の標準記載項目に関する協議の続き**

22. 当会議の要請を受け、ボン条約事務局は、活動事項の標準記載項目のリストについて報告し（添付文書3を参照）、活動事項に各グループの優先作業リストを添付するよう勧めた。

23. 当会議は、活動事項の標準記載項目を採択した。

24. 当会議は、各グループの代表が、標準記載項目を盛り込み検討を加えた活動事項修正案を、2008年2月1日までに事務局に提出することに合意した。議長は、一貫性を確保するため、活動事項を検討し、必要であればさらなる協議を求める。会議は、議長による検討を経て活動事項を仮承認し、第3回パートナー会議で正式承認することに合意した。

25. 国際湿地保全連合の Doug Watkins 氏は、実施戦略の成果3に対応する貧困緩和・持続可能な開発プロジェクトに関して WWF と行った事前協議について報告した。国際湿地保全連合は、関心のある人々による小規模な非公式会合を招集し、おそらくは現存のプロジェクトとリンクさせる、あるいは新たな提案を行うなどしてコミュニティ開発プロジェクトのための協議を進める可能性を示した。

26. バードライフ・インターナショナルの代表は、この提案を歓迎し、この作業に参加することへの関心を表明した。

#### **議題 2.9: 今後の報告プロセス**

27. オーストラリアの代表は、国際湿地保全連合と共同で作成した、パートナーが実施戦略に対する進捗状況を報告するための書式案を紹介した。

28. パートナーは、フライウェイパートナーシップが特定した 14 の成果の達成に貢献する活動についての年次報告のアプローチを採択した。
29. 当会議は、政府パートナーがこの書式を使用して国内パートナーシップの活動に焦点を当てることの利点に着目した。
30. パートナーは、毎回のパートナー会議の 6 週間前までに報告書を送付する提案に同意した。
31. ベトナムの代表は、この書式があまりにも広範囲にわたるものであるとし、報告は毎年ではなく 2~3 年毎にするべきだと述べた。タイの代表は、ラムサール条約および生物多様性条約との関連づけが十分であることを尋ね、パートナーシップの報告にラムサール条約の報告プロセスを用いるよう求めた。
32. 議長は、オーストラリア、ベトナム、タイ、ならびに国際湿地保全連合に対し、当会議の合間をぬって、報告の構成、それにかかる作業量、および報告の周期についての詳細を協議し、今後の進め方について全体会議に勧告を提供するよう求めた。
33. その後、当会議において、オーストラリアの代表が前述の協議の結果を報告した。実施戦略に基づく行動を分かりやすい質問形式に書き換え、行動が実施されたかどうかを Yes/No で示す欄を設けることによって、書式を簡略化することが提案された。
34. この提案についての協議では、Yes/No の回答では十分な報告にならないとの懸念が表明された。当会議は、多項選択方式を用い、コメント欄を追加することでこの懸念に対処することに合意した。
35. 議長は、報告についての考え方を承認して協議内容を要約するとともに、事務局に対し、合意された修正案に従って多項選択方式を用い、コメント欄を追加するよう求めた。事務局は、修正した書式を回覧して 6 週間の意見提出期間をおき、必要な場合はさらに修正したものを 2008 年初頭に回覧する。議長は、他の報告プロセスとの相乗効果が不十分であることに留意し、パートナー会議毎に報告プロセスを見直すよう提案した。

### **議題 3: フライウェイサイトネットワーク**

パワーポイントを使用した発表は、議題 3.12 で行うこととなった。

#### **議題 3.10: フライウェイ上の種および個体数推定**

36. 議長は、この行動が第 1 回パートナー会議から生じたことに言及しつつ、同議題を紹介し、スプレッドシートを参照した。
37. バードライフ・インターナショナルと（財）日本野鳥の会は、スプレッドシートへさらなる情報を提供するため、国際湿地保全連合と事務局に協力を申し出た。
38. 議長は、技術専門家もこのデータリソースに多大な貢献をもたらすであろうと述べた。
39. 当会議は、スプレッドシートやその活用が生息地情報票の充実に役立つリソースであることを認識した。

### 議題 3.11: フライウェイサイトネットワークに参加することの期待と利点

40. 議長は、この行動が第1回パートナー会議から生じたことに言及し、同議題を紹介するとともに、フライウェイサイトネットワークに参加することの利点と期待を説明することの重要性を強調した。
41. 当会議は、問題が提起されるにつれて文書が発展し続けていくことに留意し、事例研究を盛り込んだり、説明資料を他の言語に翻訳することを提案した。
42. 議長は、これが生きている文書であることに留意し、実施戦略を協議する際に上記の提案の可能性をさらに検討するよう奨励した。議長はまた、パートナーが事例研究となりうるものを考え、事務局と相談することを提案した。
43. 当会議は、フライウェイサイトネットワークに参加することの利点と期待の説明資料を採択した。

### 議題 3.12: 新規参加地の優先順位付けプロセスと参加地推薦後の活動

#### フライウェイサイトネットワークの現状報告

44. 国際湿地保全連合の代表は、ネットワークの現状を簡潔に報告した。
45. 暫定事務局は、ロシア、モンゴル、中国、朝鮮民主主義人民共和国、マレーシア、パプア・ニューギニアなどにおいて、まだ数多くの生息地がパートナーシップの下に設置されたフライウェイサイトネットワークに移行されていないことを指摘した。
46. 議長は、まだ生息地を移行させていないフライウェイ内の国々からの発言を促した。新たにネットワークに移行される生息地は挙げられなかった。
47. 議長は、新規参加地の優先順位付けプロセス、および参加地推薦後の活動を紹介し、パートナーによる採択を求めた。
48. 当会議は、議案、およびラムサール条約とパートナーシップの参加地推薦プロセスを一本化する可能性についても協議した。会議は、議案に記されている勧告に留意し、種群別ワーキンググループがきわめて重要な支援を提供しうるが、最終的に優先順位を決定するのは国の政府機関であることを強調した。
49. 豪州シギ・チドリ類研究会の代表は、イベントの共同 PR 効果を図るため、参加認定証授与式を、世界湿地の日や世界渡り鳥デーに合わせて開催することを提案した。
50. 当会議は、次の行動について合意した。
- 事務局は、参加地推薦プロセスの調整についてラムサール条約事務局と連絡を取り、ラムサール条約 COP10 のためのアジア地域準備会合においてこの件を協議するよう求める。
  - 事務局は、以前の戦略のもとで策定された参加認定証授与式のガイドラインをとりまとめ、第3回パートナー会議に提出する。
  - コミュニケーション戦略において、参加認定証授与式を国際的な行事の日、週、その他類似のイベントの時期に合わせて開催することを奨励する。

### 議題 3.13: フライウェイサイトネットワークのための生息地情報票

51. 議長は、フライウェイサイトネットワークの参加地推薦のために、ラムサール湿地情報票を簡略化して作成した生息地情報票の書式を紹介した。国際湿地保全連合は、この書式が2部構成となっており、参加認定審査を受けるには第1部は全て必須記入項目であることを明確にした。

52. 書式についての協議では、海鳥の生息地を十分に網羅する内容ではないことが指摘された。当会議は、海鳥の生息地についての注釈を加えること、およびパートナーが他の生息地分類も検討することに合意した。

53. 議長は、書式が採択され、海鳥の生息地についての注釈を加えることになったことを確認した。議長はまた、生息地分類を追加する提案を作成し、第3回パートナー会議に提出して検討を受けるよう求めた。

54. 当会議はまた、生息地情報票の改訂周期を、ラムサール条約のプロセスに合わせて6年毎とする提案を採択した。

### 議題 3.14: 技術専門家

55. 議長は、議案を紹介し、プロセスの概要を説明するとともに、専門家の重要な役割についてのこれまでの協議の妥当性を強調した。

#### 運用方法

56. 提案された運用方法に関する協議では、フライウェイ外部の専門家を起用する必要性、専門家の意思決定能力、および種群別ワーキンググループの役割について多くの問題が提起された。

57. 当会議は、外部の専門家が、参加候補地の審査において事務局とパートナーに追加的支援を提供し、また、持続可能な開発などについては、種群別ワーキンググループやフライウェイの外部から専門知識・技術を提供しうることを認識した。議長は、専門家は意思決定を裏付ける情報を提供しうるが、参加地認定の最終決定は議長が行うものであり、その他の問題に関してはパートナーシップが意思決定機関であることを明確にした。

58. 議長は、提供可能な専門知識・技術を広報するため、パートナーシップのウェブサイトから専門家の登録簿が入手できるようにするよう事務局に求めた。事務局はまた、パートナーの要請に応じて特定の専門家についての詳細情報を提供する。

59. 議長は、参加地推薦プロセスや他の関連した問題への貢献における種群別ワーキンググループの基本的な役割に留意し、各グループの活動事項にそのような貢献を可能にするための十分な柔軟性をもたせるよう求めた。事務局は、ワーキンググループならびに専門家たちとの協議プロセスについての文書を作成する。

#### 書式

60. 当会議は、推薦者を明確にする必要性に留意しつつ書式について協議し、また、推薦された専門家が種群別ワーキンググループに参加するのかどうかについても協議を行っ

た。会議はまた、推薦の裏付けとして事務局に専門家の経歴書を提出し、パートナーが特定の専門知識・技術を求める際に照会できるようにすることに合意した。

61. 当会議は、上記の修正を加えた書式を採択した。

#### **議題 4.15: 実施戦略に対する進捗状況**

62. 分科会は、議題 2.9 で取り扱った報告書の書式を使用し、実施戦略に対する進捗状況について協議した。

#### **議題 4.16: 協働可能な活動の特定**

63. 分科会は、議題 2.9 で取り扱った報告書の書式を使用して、協働の可能性のある活動について協議した。

#### **議題 4.17: 分科会 1 日目の報告**

64. 分科会 1 日目の各ファシリテーターが、実施戦略に対する進捗状況、およびパートナー間の協働が可能な分野についての協議結果を報告した。

65. 事務局は、各分科会の報告を取りまとめて会議参加者に回覧する。

#### **議題 4.18: 実施戦略の修正**

66. オーストラリアの代表は、実施戦略の成果 2 が第 1 回パートナー会議後、未完成のままであることを指摘し、これを次のように修正するよう提案した。

*参加地における管理活動が、生物多様性損失の阻止、あるいは、関連する種の保全状況の向上につながる*

67. 当会議は、修正案を採択した。

#### **議題 5.19: 恒久的な事務局の設置と資金提供**

68. 議長は、暫定事務局が作成した議案に説明される通り、恒久的な事務局の設置と資金調達に関する一連の選択肢を紹介した。

69. 議長は、パートナーとの協議において、パートナーシップを代表する独立した事務局を望む声が強かったことに留意した。また、多くの国において、外国、あるいは国外の NGO への送金が禁じられていることが指摘された。

70. 議長は、さらに重要な原則として、パートナーシップにとって重要な現物、および金銭出資をパートナーから獲得することに留意した。事務局を設置するためのメカニズムは、利用できる資源の規模に影響される。当初、事務局は 10 万米ドルの獲得を見込んでいた。

71. 資源に加え、事務局の性質、形態、および立地なども主要な問題である。議長は、パートナーシップはまだ初期段階にあり、事務局とともに拡大していけるようなモデルが必要なことから、柔軟性に欠けるモデルにとらわれないよう注意を促した。

72. 議長は、暫定事務局を代表し、オーストラリアがこれ以上現在の役割を継続できないため、恒久的な事務局の設置に対する関心を表明した。オーストラリアの代表もまた、最近の経験に基づき、事務局には2名以上の常勤職員が必要であろうと述べた。

73. 議長は、独立した事務局を設置することへの強い支持を表明し、協議を要約した。これは選択肢を相当に絞り込むことにつながる。選択肢2と4が強く支持されており、多くのパートナーが、特にコミュニケーションと新規パートナーの参加が不可欠であるパートナーシップの初期段階において、NGOパートナーの広範なネットワークを持つことの利点を強調した。選択肢3も幾分支持されており、ボン条約事務局は、この地域の長期的な観点に立ってそれら選択肢を評価する必要があると述べた。選択肢1、5、および6への支持は表明されなかった。

74. ロシア、カンボジア、豪州シギ・チドリ類研究会、ならびに国際ツル財団は、事務局に現物出資を行う可能性を示した。

75. 韓国は、事務局受け入れに対する関心を表明したが、当座はオーストラリアが暫定事務局を継続してくれるとありがたいと述べた。

76. 当会議中、確固とした事務局受け入れの申し出がなかったため、議長は、事務局の受け入れ、あるいは支援の意思表明を1月まで受け付けるとした。議長は、パートナーに書面で事務局受け入れの意思表明を募り、結論に向けて本件を進める。適当な期間内に恒久的な事務局が設置できない場合、議長は、議案の選択肢4に示される通り、NGOと交互に暫定事務局の役割を担う可能性を追求する。

77. 当会議は、議長の提案に同意した。

#### **議題 5.20: 協働活動の資金調達**

78. 議長は、議題を紹介し、議案に記されている全ての潜在的資金提供者が活動を進める上でパートナー側に相当の作業を要求するであろうと述べた。

79. 議長は、事務局に対し、議題 4.16 の協議で出された協働プロジェクトのリストをさらに整理し、実施戦略の文脈に従った形式のものとするよう求めた。事務局は、会期と会期の間パートナーにリストを回覧し、パートナーが優先事項、および率先する具体的プロジェクトを特定できるようにする。

80. 当会議は、他のフライウェイから学んだ教訓を用いて協議を行い、EAAFにとっての相乗効果を特定するための机上の調査研究を行うことを提案した。

81. 議長はまた、アフリカ-ユーラシア水鳥協定(AEWA)が、各種プロジェクト提案の中でこれをどのように進めることができるかについての優れた例を提供したと述べた。

82. 当会議は、上記の行動を採択した。

83. 国際湿地保全連合は、パートナーが議題 4.16 で挙げられた各プロジェクトの簡潔な説明文を作成するというボン条約の提案を支持するとともに、プロジェクト提案を作成するための標準様式を開発することを提案した。

#### **議題 6.21: 2008年の作業計画案**

84. 議長は、2008年の作業計画に盛り込む次の3つの作業分野を示した。
- パートナーシップのウェブサイト構築を含む事務局の作業
  - 第2回パートナー会議で特定された作業
  - 優先事項として特定された協働活動
85. 議長は、上記の3要素に基づいて2008年の作業計画をまとめるよう事務局に求め、パートナーシップを支援する各行動に着手するよう各代表を促した。
86. パートナーシップのウェブサイトにも求められるものを開発するため、日本、国際湿地保全連合、WWF、バードライフ・インターナショナル、オーストラリア、ならびに豪州シギ・チドリ類研究会からなるタスクグループが結成された。

#### 議題 7.22: 新規パートナーの勧誘

87. 当会議は、新規パートナーを勧誘する機会について実りある協議を行った。そのような機会には次のようなものがある。
- 日本がラムサール条約 COP10 の際にサイドイベントの開催を提案したように、主要な会議においてパートナーシップの知名度を高める
  - 企業の参加を求める
  - 現在のパートナーが持つ専門知識・技術のギャップを検討することにより、社会開発や教育に携わる組織など、他の潜在的パートナーの発掘に力を入れる
88. 当会議は、次の行動に合意した。
- 承認されたパートナーの出席を確保するため、主要な会議のリストを作成し、回覧する。パートナーは、関連性のある主要な会議の詳細を事務局に提供する。
  - 議長は、パートナーに、パートナーシップへの企業の参加を求めるためのコンタクトグループに貢献するよう促す。
  - 議長は、フライウェイ内の全ての国、ならびに教育・生計に携わる主要組織や大規模な政府間資金提供機関に対して書簡を送付する。パートナーは、可能性のある組織名を事務局に提供する。

#### 議題 7.23: 国内パートナーシップの構築

89. 議長は、これは主として政府パートナーの責任であることに留意し、また、オーストラリアの支援によりフィリピンで開催されたワークショップの成功が示すように、パートナーシップの発展を支援するうえで他の政府パートナーが果たす重要な役割についても言及した。
90. オーストラリアの代表は、フライウェイ内の他の国で開催される国内パートナーシップのワークショップを支援するために、若干の資源を利用できると述べた。
91. 議長は、パートナーに国内パートナーシップを確立するよう、あるいは、すでに確立しているパートナーには、国内パートナーシップの運用状況を検討するよう奨励した。
92. WWFは、いくつかの主要なメッセージがあれば、潜在的パートナーと国内パートナーシップとの協議を促進するのに役立つであろうと述べた。議長は、主要なメッセージの考案をウェブサイトタスクグループの作業に含むことを提案した。（議題 6.21 を参照）

93. 国際湿地保全連合は、二か国間協定を結んでいる政府パートナーに対し、そのメカニズムを利用して政府内でのパートナーシップの知名度を向上させるよう奨励した。

#### 議題 7.24: パートナーシップの承認

94. 議長は、ボン条約事務局が先に提起した、パートナーシップに対する政府レベルでの支持を示すため、承認の旨の書面の必要性について再度言及した。

95. 議長は、暫定事務局に対し、まだ承認の旨を書面を提出していない現在のパートナーに連絡を取り、出来るだけ早くそれを提出するよう求めるよう要請した。

#### 議題 7.25: 他のパートナーシップや協定との関係

96. 当会議は、関係を構築することによりパートナーシップに役立つと考えられる下記をはじめとする様々なグループを検討した。

- FAO
- AEWa
- UNDP (ミレニアム開発目標など)
- 西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク
- 太平洋海鳥グループ
- 北極評議会が後援する周極海鳥ワーキンググループ
- 中央アジアフライウェイ
- 北極圏動植物保全プログラム
- 黄海大規模海洋生態系研究計画
- 国際湿地保全連合グローバル海鳥助言グループ

97. 議長は、上記グループの代表にパートナー会議への参加を呼びかけるとともに、パートナーに対しても、上記グループの会議にオブザーバーとして出席するよう求める。

#### 議題 8: 次回パートナー会議

98. 当会議は、次回パートナー会議の日程について協議した。2008年9月から11月は、同年10月28日から11月4日まで韓国の昌原で開催されるラムサール条約 COP10 をはじめとする会議のために非常に多忙となること、また、2008年7月には、ラムサール条約と日本政府の支援により、ベトナムにて湿地シンポジウムが開催されることも考慮された。

99. 韓国の代表は、ラムサール条約 COP10 に続いて昌原で開催される第3回パートナー会議への出席を呼びかけた。

100. 当会議はまた、パートナー会議に先駆けて、新規および潜在的パートナーを対象とした小規模の能力養成ワークショップを開催するという国際湿地保全連合の提案を取り上げた。これにより、パートナーシップへの理解を大いに深め、パートナー会議への参加を促進することができるであろう。

#### 議題 8.26: 議案の提出時期と回覧

101. 当会議は、今後、全ての議案をパートナー会議の30日前に回覧し、決定を必要とする項目に明確に印をつけることに合意した。

## 議題 9.27: 海鳥の分類群追加について

102. 米国の代表は、パートナーシップ文書の分類群リストを完全なものにするために、ACAP（アホウドリ類とウミツバメ類の保全に関する協定）の焦点になっていない3つの分類群を付属書 III に加えることを提案した。これは、各グループの作業負担を増やすことを意図したものではないとの注釈がつけられた。

103. 議長は、パートナーシップ文書の修正は、パートナー会議において、かつ、参加者の総意によってのみ可能であると述べた。

104. オーストラリアと日本の代表は、これが混獲の問題にかかわることから、いくつかの海鳥の種群を加えることに懸念を表明した。加えて、これはオーストラリアにとって重大な政策の転換を意味することとなり、現在の暫定事務局としての立場を考慮すると、オーストラリアが現段階においてさらなる種の追加を支持することはできないと述べた。

105. 当会議は、本件を第3回パートナー会議の議題に加えることに合意した。

106. 議長は、今後パートナーシップ文書に何らかの修正を求める際は、その旨を明確に伝え、パートナー会議の30日前までに修正案を提出することを提案した。パートナーは、このプロセスをパートナーシップの方針の一つとして採択した。

## 閉会の挨拶

議長は、当会議を主催し、すばらしい会場を提供した中国政府に感謝した。議長はまた、事務局の尽力に対して感謝し、事務局を補佐して会議の後方支援および資料準備に貢献した国際湿地保全連合に感謝の意を表した。議長は、会議に並々ならぬ貢献をした全参加者に、特に会期の合間にも作業を行った参加者に対して謝意を述べた。最後に、議長は、会議のオブザーバーを将来、パートナーとして迎えることを期待すると述べた。

米国の代表は、会議を生産的なものにしたオーストラリア政府のリーダーシップと事務局の支援に対し、感謝の意を表した。

中国は、会議の主催にあたり、それを支援したオーストラリア、また国際湿地保全連合の職員の働きに対しても感謝の意を表した。

## 閉会